

## 下市町定住促進住宅新築補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、下市町で育った子供たちが下市町で住み続けると共に、若い世代に移り住んでもらい、活力ある下市町を創造することを目的として、下市町内で新築される住宅に対して予算の定めるところに従い下市町定住促進住宅新築補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町内に住宅を新築し当該住宅に居住する者若しくは居住する予定の者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満で世帯構成員に世帯主及びその配偶者を含む世帯。
- (2) 当該住宅新築工事完了時に、当該住宅の所在地において住民基本台帳に記録され、かつ、引き続き10年を超えて居住することを宣誓する者（世帯主及びその配偶者を含む）
- (3) 同一世帯に属する者全員が町税を滞納していない者であること。  
転入により第1項第1号に規定する世帯員になった者は、下市町に住所を移転する以前において滞納がないこと。
- (4) 公共工事等に伴う移転補償で住宅を建設する者でないこと。
- (5) 下市町暴力団排除条例の規定により制限されている者でないこと。
- (6) 地域住民との親睦を図り、自治会に加入し、自治会活動等に積極的に参加すること。

### (補助金の対象となる新築住宅)

第3条 補助金の交付対象となる新築住宅は、次の1号、2号、3号の全てに該当すること。また、4号、5号に該当する場合は補助金のかさ上げを行う。

- (1) 補助金の交付対象者が、下市町内で自ら居住するため令和元年度以降に新築された住宅であること。
- (2) 延床面積90平方メートル以上の専用住宅であること。（併用住宅にあつては、住居部分の延床面積が90平方メートル以上のもの）
- (3) 建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること。
- (4) 当該住宅新築工事を請負う施工業者が、下市町内に本店を有する法人又は下市町内に住所を有する個人の施工業者であること。
- (5) 新築住宅に使用する木材の一部又は全部は、下市町内で購入若しくは下市町内で製材された木材又は下市町内で生産された集成材、丸太（以下「吉野材」という。）とし、吉野材の購入額が100,000円以上であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 前条1号から5号全てを満たす場合は、1,200,000円とする。
- (2) 前条1号、2号、3号の全てを満たす場合は、1,000,000円とする。
- (3) 前条1号、2号、3号の全てと4号を満たす場合は、1,100,000円とする。
- (4) 前条1号、2号、3号の全てと5号を満たす場合は、1,100,000円とする。

(補助金の交付回数)

第5条 前条に規定する補助金の交付について、世帯主又はその配偶者は当該申請以後申請者となることができない。ただし、第7条に規定する抽選に外れたものは除く。

(申込書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、下市町定住促進住宅新築補助金申込書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築場所が確認できる位置図
- (2) 新築住宅の計画平面図(床面積が確認出来るもの)
- (3) 10年を超えて定住する旨の誓約書(様式第2号)
- (4) 同居する世帯員全員の住民票
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付対象者の決定)

第7条 町長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、次の各号に掲げる条件を各号の順に優先してそれぞれ予算の定めるところに従い補助金交付対象者を決定するものとする。ただし、次の各号の順により補助金交付対象者を決定するに当たり、対象となる者が予算の範囲を超える場合は、抽選により決定するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 同居する世帯員に義務教育終了未満の子どもが2人以上いる世帯
- (3) 同居する世帯員に義務教育終了未満の子どもがいる世帯

(補助金交付対象者の抽選)

第8条 町長は、前条の規定により補助金交付対象者を抽選で決定することとした場合は、下市町定住促進住宅新築補助金対象者抽選申請書(様式第3号。次項において「抽選申込書」という。)を申込者に交付する。

- 2 前項の抽選申請書の交付を受けた者は、当該抽選申込書に住所及び氏名を記入し、押印の上、町長に提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された抽選申込書に基づき、抽選の対象となる者を決定した上で、公正な方法により抽選を行い、補助金交付対象者を決定しなければならない。

(補助金交付対象者への通知)

第9条 町長は、前2条の規定により補助金交付対象者を決定したときは、速やかに補助

金交付対象者に下市町定住促進住宅新築補助金交付者決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（交付申請）

第10条 前条の規定により、下市町定住促進住宅新築補助金交付者決定通知書の交付を受けた者は、予算の成立後60日以内に、下市町定住促進住宅新築補助金交付申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設計図（位置図、配置図、平面図、立面図、各種伏図、短計図、軸組図及び吉野材の使用状況が判断できる図面など）
- (2) 宅地の登記事項証明書（借地の場合は10年を超える貸借契約書の写し）
- (3) 吉野材の使用並びに購入計画書（様式第6号）
- (4) 世帯員全員の納税証明書（様式第7号）
- (5) 建築基準法に基づく確認済証の写し（都市計画区域内である場合に限る）
- (6) 自治会加入証明書（様式第8号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第11条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する可否を決定し、下市町定住促進住宅新築補助金交付決定（却下）通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ）

第12条 申請者は、第10条の規定により行った申請を取下げるときは、下市町定住促進住宅新築補助金交付申請取下げ願（様式第10号）を町長に提出しなければならない

2 町長は、前項の規定による取下げがあった場合において、既に前条に規定する交付決定を行ったものがあるときは、これをなかつたものとする。

（申請内容の変更及び承認）

第13条 第11条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該申請した内容に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に、下市町定住促進住宅新築補助金変更承認申請書（様式第11号）に第10条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、下市町定住促進住宅新築補助金変更決定（却下）通知書（様式第12号）により補助対象者にその旨通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

第14条 町長は、小屋組等が完成した時点で中間検査を実施するものとする。また、必要があると認めるときは、補助対象者等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わ

せることができる。

(実績報告)

第15条 補助対象者は、住宅新築工事が完了したときは、速やかに下市町定住促進住宅新築補助金事業実績報告書（様式第13号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなくてはならない。

- (1) 吉野材使用証明書（様式第14号）
- (2) 下市町内の業者が施工したことが確認できる工事請負契約書等の写し
- (3) 吉野材が使用された施工箇所が確認できる写真及び完成写真
- (4) 住宅の登記事項証明書
- (5) 建築基準法に基づく検査済証の写し。（都市計画区域外で同法第6条第1項に規定する建築確認申請が不要な住宅は除く。）
- (6) 世帯全員の住民票（新築住宅への居住が確認できるもの）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第16条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該受理した日から14日以内に、完了検査を実施し適正であると認めたときは下市町定住促進住宅新築補助金確定通知書（様式第15号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第17条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、下市町定住促進住宅新築補助金交付請求書（様式第16号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条の規定により行った交付決定の全部又は一部を取り消し、下市町定住促進住宅新築補助金取消し通知書（様式第17号）を補助対象者に通知する。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から10年未満で転居又は転出若しくはその住宅を貸与又は譲渡、取り壊したとき。

2 町長は、前項の規定に基づき交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、経過年数により別表第1に定める金額の返還を下市町定住促進住宅新築補助金返還命令書（様式第18号）により命じることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減免し又は免除することができる。

3 第1項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月 1日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

別表第1 (第18条関係)

単位 千円

返還の対象となる行為	補助金の返還額
第18条第1項第1号に掲げる行為	全額
第18条第1項第2号に掲げる行為	全額
第18条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が1年未満	全額
第18条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が1年以上2年未満	補助額の9割
第18条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が2年以上3年未満	補助額の8割
第18条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が3年以上4年未満	補助額の7割
第18条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が4年以上5年未満	補助額の6割
第18条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が5年以上6年未満	補助額の5割
第18条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が6年以上7年未満	補助額の4割
第18条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が7年以上8年未満	補助額の3割
第18条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が8年以上9年未満	補助額の2割
第18条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が9年以上10年未満	補助額の1割